

ト良イ質ノ石炭ヲ餘計ニ増産スル
トカ、或ハ生鮮食料品ニ付テモ、
モツト餘計ニ出ルトカ云フヤウナ
コトニ付テ獎勵スル意味ニ於ケル
何カ適當ナ施策ハゴザイマセヌカ
ト云フコトヲ伺ツタノゴザイマ
スルガ、是等ハ將來大ニ考ヘル
ト云フ御答辯デアリマシタガ、私
ハ是等ノコトニ付キマシテモ、政
府ガ各方面ニ或一ツノ目的ニ向ツ
テ協力シテ御施策ヲ進メテ戴カナ
ケレバナラヌコトト思フノデアリ
マス、此ノ點モ亦緊急勅令トシテ
御出しニナツテ居リマスルガ、前
ニモ金融ノ方面ノ點ニ付テ申上ゲ
マシタト同ジヤウニ、今後ドウ云
フヤウナ御考デ居ラレマスルノカ
政府ノ御方針ヲ承リタイノデアリ
マス

ニ關スル此ノ金融緊急措置令等ニ
シテ已ムヲ得ナカツタモノト考へ
ラレマスコトハ、若シ昨年ノ十二
月衆議院ノ解散ガナク、其ノ後順
調ニ、或ハ解散ガアリマシテモ其
ノ後順調ニ總選舉ガ行レマシテ、
議會ガ前内閣當時ニ豫定通りニ開
カレテ居ツタト致シマスレバ、財
產稅等ノ施行ガ行レマシテ、ソレ
ニ依ツテ金融其ノ他ノ處置モ計畫
通リニ進ミ得タモノト考ヘルノデ
アリマス、然ルニ總選舉ハ延ビル
ニ從ツテ議會ノ開會ガ遲レル、豫
定ノ財產稅ハ容易ニ實行出來ナ
イ、斯ウ云フコトノ爲ニ其ノ間ニ
種々ナル經濟間ノ動キガ起リマシ
タノデ、已ムヲ得ズ金融緊急措置
令等ヲ施行シタト考ヘラレマスノ
デ、當時トシテハ是ヨリ外ニ手ノ
打チヤウハナカツタト存ズルノデ
アリマス、デ、私ガ滋澤大藏大臣
カラ引繼ガレタ事項ノ中ニモ、遲
クモ五月位迄ニハ、此ノ金融緊急
措置令ヲ出シマシタ後ノ處置トシ
マシテモ、五月位迄ノ間ニハ跡始
末ヲスル積リニ計畫シテ居ツタノ
シテ當時ノ當局者ニ質ハ私同情ブ
ツタヤウナコトガアリマシタガ、
如何ニモ其ノ通リデアルト存ジマ
シテアルガ、ソレガ實行ガ出來ナカ
致シテ居ル次第アリマス、デア
リマスカラ、過去ニ斯ウ云フコト
ヲヤリマシタコトハ私トシテモ致
シ方ガナカツタト考ヘマスガ、今

憲法モ改正憲法ガ實行サレマスレ
バ、緊急勅令ノ如キモノノ必要ハ
ナクナルモノト考ヘテ居リマス、
斯様ナコトハ起ラナイモノト私考
ヘテ居リマス、其ノ次ニ、第二ノ
御質問ハ價格調整補給金ノコトデ
ゴザイマスガ、是ガ一向實效ヲ舉
ゲテ居ナイヂヤナイカト云フ御話
デアリマス、是ハ確ニ十分ノ實效
ヲ舉ゲテ居ルト、過去ノ成績ニ付
テハ申上ヶ兼ネルコトヲ、甚ダ遺
憾ト存ズル次第アリマス、併シ
之ニ付テハ、一ツ強力ニ改革ヲ施
シタイト思ヒマシテ、石炭ニ付テ
ハ既ニ其ノ方法ヲ現在講ジテ居
リマス、遠クナイウチニ必ズ石炭
ハ増産ヲスル、殊ニ御話ノ品質ノ
良イ石炭ヲ増産スルト云フ方針ヲ
確立致シマシテ、若シモソレガ出
來ナケレバ、之ニ關與シテ居ル炭
礦業者ヲ初メトシテ大イニ一ツ、
腹ヲ切ツテ貰ヒタイト云フ位ノ勢
ヒデ致シテ居ル次第アリマス、
其ノ外ノ生鮮食料品等ニ付キマシ
テモ是ハ今急激ニ變ヘルコトハ影
響ガ多イモノアリマスカラ出來
マセヌガ、是モ現在話合ヲシテ居
リマシテ、今迄ノヤウナコトデナ
ク、假ニ各補給金ヲ續ケルト致シ
マシテモソレガ效能ガアルヤウニ
致シタイ、斯ウ考ヘテ居ル次第デ
アリマシテ、此ノ點ハ現在ノ政府
ノ一番重要ナ問題トシテ處理ヲ致
ス覺悟デ居リマス

〔速記中止〕

○委員長(男爵周布兼道君) 速記
開始、他ニ大臣ニ對スル御質問ハ
ゴザイマセヌカ
○種田虎雄君 先程私ガ申上ゲタ
中ニ、新聞ノ偏在シテ居ルト云フ
コトニ付テ同僚ノ仲間テ可成リソ
レヲ氣ニ病シテ居ル方ガアリマス
ガ、先般來御當局ノ御意見ハ十分
委員會トシテ承ツテ居リマスノ
デ、私ハ是以上彼是レ申上ゲテ
モ、ソレハ意見ノ相違ト云フコト
ニナリマスカラ申上ゲマセヌガ、
要スルニ預金フシテ正直ニ生活ヲ
シテ居ツタト云フ者ト、新聞ヲ退
藏シテサウシテ或ハ財産税ヲ免レ
ル目的ナリ、或ハ所得稅ヲ課セラ
レナイヤウニ色々ノ手デ以テ退藏
シテ居ラレル階級ニ對シテ、何等
ノ手ヲ打タズニ置カル、ト云フヨ
トハ、極メテ不公正チヤナイカ、
是ガ社會不安ヲ招クノヂヤナイカ
ト云フコトガ、相當強ク論議サレ
テ居ルノデ、此ノ點ニ付キマシテ
ハ色々御考ヘモゴザイマセウガ、
重ネテ一ツ政府ノ方デ御研究ヲ願
ヒダイト云フコトヲ特ニ御願ヒシ
テ置キマス

考ヘテ苦心モシテ居ルノデアリマスガ、又外ノ方面モアリマスノデ、ナカヽ實ハスガ、御話ノ趣ハ十分ニ分ツテ居リマスカラ、十分ソレヲ心ニ留メシテ、適當ニ處理致シタイト思ヒマス

○子爵瀧脇宏光君
デナクテ結構デゴザイマスケレンドモ、是モ今同僚ノ間デ色々問題ト相成リマシタノデ、チヨツト御伺ヒ致シタインデアリマス、此ノ前ニ確力御示シ願ヒマシタノデスガ新圓ノ分布狀態、其ノ中ニ百七十五億餘ガ農漁村、銀行手持ガ二十二億ト云フ數字ヲ御示シニナツタガ、此ノ百七十五億ガ漁村ニドノ位アルカ、農村ニドノ位アルカ、或ハ此ノ頃非日本人ト云フコトヲ新聞デ言ツテ居ルガ、其ノ非日本人ノ手ニドノ位入ツテ居ルノカ、此ノ細カイコトハ勿論正確ニハ出来ナイガ、何カ材料トシテ御取りニナツテ居ラレルデアリマセウカドウデアリマセウカ、御無理ナ質問ダト存ジマスケレドモ、チヨツト御尋ネヲ致シテ置キタイト思ヒマス

○國務大臣(石橋甚山君) 實ハ其ノ調査ハ今ノ所出來テ居リマセヌ私共ノ方デモ日本銀行其ノ他ニ言フテ出來ルダケ調査シテ居ルノデスガ、如何ニモ矢張リ推測バカリ

デアリマシテ、的確ナ材料ガ得ラ
レマセヌガ、併シ其ノ中ニ又租税

モノハ分ラウト思ツテ、精々調査

ニ努メテ居リマス

○委員長(男爵周布兼道君) 他ニ
御質問ハゴザイマセヌカ、御質問

ハ是ニテナイヤウニ考ヘラレマス、
就キマンシテハ討論ニ移リタイト存

ジマスガ、宜シウゴザイマスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(男爵周布兼道君) 御異
議ナイト認メマス、御發言ノ方ハ

願ヒタイト思ヒマス

○男爵八代五郎造君 此ノ委員會
ニ付託サレマシタ案件ハ、今日ノ

事情カラ已ムヲ得ヌモノトシテ全
部承認スルコトニ賛成致シマス、
此ノ緊急勅令ハ前内閣ノ殘シレタ

モノデアリマシテ、是ノ結果ニ付

上ゲルノモ若干御氣ノ毒ノヤウニ
思ハレルノデス、デアリマスガ、
此ノ全體ノ金額カラ見マスルト、
戰爭前ノ總豫算ノ何年分カニモ相

當スルヤウナ大キナ金額デアリマ
ス、斯ウ云フヤウナコトヲ今後再
ビシナイト云フコトハ、先程大臣
大臣カラノ御答辯モアリマシタノ
デ、其ノ點ハ丁承シテ居リマス、
唯色々施策ヲ行ハレル上ニ於テ當
事者ヲ鞭撻スル上ニ、先程大臣
ガ申サレマシタヤウニ、切腹ヲサ
セクトカ云フヤウナコトガアリマ
シタケレドモ、私ハ率直ニ申上ゲ

マスト、サウ云フヤウナ心持ソレ
自身ハ口ダケニ現レテモ、實際サ
ウ云フコトヲ心ノ中カラ考ヘテ居

モノハ分ラウト思ツテ、精々調査

ニ努メテ居リマス

○委員長(男爵周布兼道君) 他ニ
御質問ハゴザイマセヌカ、御質問

ハ是ニテナイヤウニ考ヘラレマス、
就キマンシテハ討論ニ移リタイト存

ジマスガ、宜シウゴザイマスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(男爵周布兼道君) 御異
議ナイト認メマス、御發言ノ方ハ

願ヒタイト思ヒマス

○男爵八代五郎造君 此ノ委員會
ニ付託サレマシタ案件ハ、今日ノ

事情カラ已ムヲ得ヌモノトシテ全
部承認スルコトニ賛成致シマス、
此ノ緊急勅令ハ前内閣ノ殘シレタ

モノデアリマシテ、是ノ結果ニ付

上ゲルノモ若干御氣ノ毒ノヤウニ
思ハレルノデス、デアリマスガ、
此ノ全體ノ金額カラ見マスルト、
戰爭前ノ總豫算ノ何年分カニモ相

當スルヤウナ大キナ金額デアリマ
ス、斯ウ云フヤウナコトヲ今後再
ビシナイト云フコトハ、先程大臣
大臣カラノ御答辯モアリマシタノ
デ、其ノ點ハ丁承シテ居リマス、
唯色々施策ヲ行ハレル上ニ於テ當
事者ヲ鞭撻スル上ニ、先程大臣
ガ申サレマシタヤウニ、切腹ヲサ
セクトカ云フヤウナコトガアリマ
シタケレドモ、私ハ率直ニ申上ゲ

マスト、サウ云フヤウナ心持ソレ
自身ハ口ダケニ現レテモ、實際サ
ウ云フコトヲ心ノ中カラ考ヘテ居

モノハ分ラウト思ツテ、精々調査

ニ努メテ居リマス

○委員長(男爵周布兼道君) 他ニ
御質問ハゴザイマセヌカ、御質問

ハ是ニテナイヤウニ考ヘラレマス、
就キマンシテハ討論ニ移リタイト存

ジマスガ、宜シウゴザイマスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

マスト、サウ云フヤウナ心持ソレ
自身ハ口ダケニ現レテモ、實際サ
ウ云フコトヲ心ノ中カラ考ヘテ居

ル人ガ近頃アルカドウカ、甚ダ心

許ナク思フノデアリマス、私ノ郷

里ノ近所ニ木曾川ト云フ川ガ流レ

テ居リマシテ、其處ニ千本松原ト

云フ古蹟ガアリマスガ、是ハ徳川

幕府ノ頃ニ薩摩ノ士ガアノ木曾川

ノ堤防工事ニ從事シテ居リマシテ

豫算ガ非常ニ超過シテ、其ノ責任

ヲ執ツテ、堤防ノ上ニ二十數人ノ

士ガ端坐シテ切腹シタ云フ、其

ノ古蹟ナシダサウデアリマス、サ

ウ云フヤウナコトガ今日果シテ有

リ得ルカドウカ、又サウ云フコト

ヲシテシマツテモ、殘サレタ國民

ソレ自身ハ矢張リ困ルノデ、切腹

ナドト云フコトハナサラナイデ、

跡始末ヲ良クシテ戴キタイ、斯ウ

云フ希望ガアルノデアリマス、ド

ウゾ現内閣ノ諸公モ、前内閣ノ殘

サレタコトヲ十分ニ跡始末ナサル

ヤウニ折角御盡力願ヒタイ、是ダ

ケノ希望ヲ附ケマシテ本案ニ賛成

スル者デアリマス

ハ、皆様ニ御諮リヲシテカラ決メ
タイト思ツテ居リマシタガ、既ニ
マセウカ、御諮詢シマス

○種田虎雄君 一括シテ戴イテ結
構ダト思ヒマス

○委員長(男爵周布兼道君) ソレ
デハ一括シテ之ヲ討論ニ付シタイ
ト思ヒマスガ、宜シウゴザイマス
カ

○委員長(男爵周布兼道君) ソレ
デハ左様致シマス

○種田虎雄君 私ハ過日來、再三
政府御當局ノ御苦心ノアル御答辯
ヲ承リマシタノデ、全部ノ勅令案

ニ對シマシテ事後承諾ヲ與ヘルコ
トニ賛成デアリマス

○小野耕一君 私モ此ノ案全體ニ
對シテ承認ヲ致ス者デアリマス
ヲ承リマシタノデ、全部ノ勅令案

ニ對シマシテ事後承諾ヲ與ヘルコ
トニ賛成デアリマス

○委員長(男爵周布兼道君) 御異
議ナイト認メマス、是ニテ本委員
会ハ終了ヲ告ゲマシタ、誠ニオ暑
コトニ御盡力ニ感謝致シマス

イヤウナコトニナツテ居ルト思ハ
レマスカラ、ドウカ何分ノ機會ニ
只今八代男爵ノ全體ニ對スル御發
言モゴザイマシタノデ、如何致シ
マセウカ、御諮詢シマス

○種田虎雄君 一括シテ戴イテ結
構ダト思ヒマス

○委員長(男爵周布兼道君) 討論
終結ト認メマシテ宜シウゴザイマ
スカ、別ニ御發言モナイヤウデゴ
ザイマス、終結ト認メマス、就キ
マシテハ是ヨリ採決ニ移リタイト
存ジマス、金融緊急措置令外十一
件全部ヲ問題ニ供シマス、金融緊
急措置令外十一件ニ承諾ヲ與ヘル
コトニ御盡力ニ感謝致シマス

○委員長(男爵周布兼道君) 討論
終了ヲ告ゲマシタ、誠ニオ暑
コトニ御盡力ニ感謝致シマス

岩見 蘭始君
伯爵王生 基泰君
子爵瀧脇 宏光君

國務大臣 大藏事務官 池田 勇人君
同 江澤 省三君

政府委員 大藏大臣 石橋 澄山君
同 小野 耕一君

侯爵廣幡 忠隆君

侯爵中山 輔親君

荒川 文六君

男爵八代五郎造君

男爵紀俊忠君

男爵斯波正夫君

種田虎雄君

片倉兼太郎君

三

昭和二十一年八月十九日印刷

昭和二十一年八月二十日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局